大規模災害時の救助・捜索活動における 関係機関連携要領

令和4年6月版 総務省消防庁

目次

1	関係機関連携の必要性と「関係機関連携要領」のねらい・・・・2
2	本要領の適用対象、用語の解説等・・・・・・・・・・3
3	防災基本計画における規定・・・・・・・・・・・・・4
4	活動調整会議・現地合同調整所について・・・・・・・・・5
5	「関係機関連携要領」の構成・・・・・・・・・・・・・
А	「活動調整会議」における To Doリスト・・・・・・・・7
	別紙1 各実動部隊等の責任者(意思決定者)等・リエゾンの確認・共有
	別紙2 安全管理方針の策定(活動中止基準等)
	別紙3 都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認
	To Doリストの解説
	災害時における各機関の主な活動内容まとめ
	救助・捜索活動の環境整備に関する調整(要請)先(例)
В	関係機関資料・・・・・・・・・・・・・・・24
С	奏功事例集・・・・・・・・・・・・・・・・90

1 関係機関連携の必要性と「関係機関連携要領」のねらい

近年、大規模な救助・捜索活動を必要とする自然災害が増加している。令和に入ってから、1都 12 県に大雨特別警報が発表されるなど広域に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風(台風 19 号)や、停滞した梅雨前線が九州地方を中心に記録的な大雨となり、死者 84 人、1.6 万棟を超える住家被害が発生した令和2年7月豪雨、静岡県熱海市における土石流災害により住宅地に大きな被害が発生した令和3年7月1日からの大雨など、多くの人命と財産に被害を与える災害が続いている。

こうしたいずれの災害でも、消防とともに、警察、海上保安庁、自衛隊が連携して救助・捜索活動を行い、内閣府(防災担当)や国土交通省などの機関から安全管理や情報共有等の支援を受けるなど、関係機関が協力して救助・捜索活動を遂行した。自然災害が激甚化・頻発化するなかで、このような機会は更に増えていくことが予想される。

大規模な災害時の救助・捜索活動では、被災市町村災害対策本部のもとで、活動調整会議が開催され、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて現地に合同調整所を設置し、関係機関が情報を共有し合いながら、活動方針をまとめ、現地対応に臨むことが一般的である。災害応急対策の責任者である災害対策本部長(市町村長)を補佐し、災害対策本部の一員として救助・捜索活動を指揮する被災地消防本部の消防長及びその指揮を支援する職員(緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾンを含む。)は、それらをリードする立場となる。いつどこで起こるか分からない災害に対して、各消防本部が関係機関と連携を図るために、日頃から備えをしておくことが求められる。

救助・捜索活動における関係機関との連携を効率的に図っていくためには、

- ① 各機関で情報共有し、活動方針を調整する場である「活動調整会議/現地合同調整所」を効果的に運営すること。
- ② 各機関の救助・捜索能力に関する情報(例:組織、役割、活動エリア、保有資機材・車両など)をあらかじめ知っておくこと。
- ③ 平素からの顔の見える関係を構築すること。

が重要であり、「関係機関連携要領」では主に①及び②に資する情報をまとめている。消防長及びその指揮を支援する職員を中心に災害時及び平素からの活用を期待する。 なお、これらをまとめるにあたっては、消防庁内においては、参事官室が事務局となり、特に災害現場での緊急消防援助隊と他機関との調整を含めた運用を所管する広域応援室、大規模・特殊災害時に安全管理等を支援する消防研究センターと緊密に連携するとともに、消防と同じく救助・捜索活動を担う警察庁、海上保安庁及び防衛省のみならず、その活動を調整・支援するノウハウを有する内閣府(防災担当)、国土交通省及び法務省からも協力・資料提供を受けている。

なお、本要領は災害事例や活動実態等をもとに、必要に応じて適宜改訂していく。

2 本要領の適用対象、用語の解説等

〇本要領の適用対象

本要領は、大規模な自然災害において複数機関が協力して実施する救助・捜索活動に係る必要な関係機関の連携を対象としている。

なお、本要領は、主に令和3年7月1日からの大雨により発生した熱海市における大規模土石流災害の対応を中心に、近年の大規模災害対応の経験等の関係者からの聴取や記録を踏まえて作成されたものであり、必要な関係機関との連携等については、現に発生した災害の規模、形態、種類、その他の状況に応じて、関係者間で調整することが必要であることに留意する。

〇用語の解説等

用語	解説等
被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部
指揮本部	被災地消防本部の指揮本部
指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長
活動調整会議	防災基本計画に記載されており、警察・消防・海上保安庁・ 自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に 救助・救急、消火活動等を行うための情報の共有及び活動調 整を実施する会議
現地合同調整所	災害現場において、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、DMAT 等 関係機関間における情報共有及び活動調整等を行う場所
受援計画	被災地消防本部において緊急消防援助隊の応援等を円滑に受け 入れ、連携して効果的な活動を行うための計画

3 防災基本計画における規定

防災基本計画においては、消防をはじめとする各機関の実動部隊が協力・連携 し、円滑かつ効果的に救助・救急活動を実施するため、下記のように規定され、 活動調整会議等による調整や関係機関の支援等を通じた効果的な救助・救急活動の実施が求められている。

(第2編 第2章 抜粋)

〇災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し、必要な医療活動を行うこと、必要に応じ消火活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

- 1 救助・救急活動
- (1) 住民及び自主防災組織の役割(略)
- (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動(略)
- (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動(略)
- (4) 事故災害における事業者による救助・救急活動(略)
- (5) 資器材等の調達等(略)

(6) 部隊間の活動調整

○国〔警察庁,消防庁,海上保安庁,防衛省〕は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊が それぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、 現地対策本部のほか、<u>被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において</u>, 活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見 場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行う も のとする。

〇災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所 を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療 チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(7) 部隊の活動支援

〇政府本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の 部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。

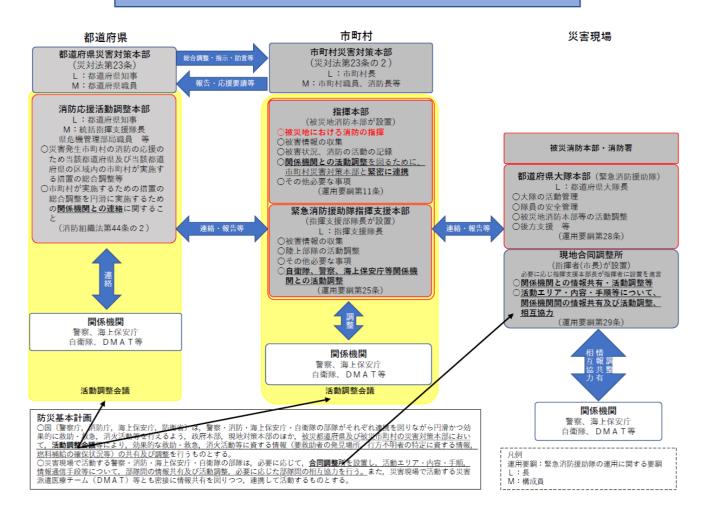
〇国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊 の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派 遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのア クセス確保等を行うものとする。

4 活動調整会議・現地合同調整所について

消防機関は、一次的に地域の災害に対応すべき存在であるが、マンパワーや資機材等の資源(リソース)は限られている。そのため、平時から警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の関係機関とそれぞれの特性について相互理解を深める必要がある。発災時には、これらと協力し、それぞれの特性を活かしながら、人命救助に向けて連携することが重要である。被災地消防本部は、市町村災害対策本部内にて市町村首長部局と密に連携・調整を図りながら、救助・捜索活動について、警察、自衛隊等と消防力の状況等について情報を共有した上で適切に活動する必要があるところ、「活動調整会議」、「現地合同調整所」がその連携・調整を行うための場となる。

法令等に基づく関係機関との関係については、以下の図のとおりである。このように、大規模自然災害時に効果的な救助・捜索活動を行うために、活動調整会議、現地合同調整所等で、被災地消防本部等は関係機関と連携調整を実施していく。

消防組織法等に基づいて設置される会議等及び関係機関との関係



【活動調整会議等に臨む基本姿勢】

- 〇関係機関集結前に、できるだけの災害被害情報を収集・集約・整理しておくこと。
- ○多くの関係機関から積極的に情報収集するとともに共有もすること。
- ○地図、ホワイトボード等を活用して可能な限り情報を見える化をすること。
- 〇専門用語を避け、すべての関係機関が理解できるような「平易な言葉」を使用すること。特に地名やランドマークとなる施設名などの固有名詞の読み方などを早期に共有すること。
- 〇<u>関係機関が次に行う活動内容、実施主体、日時、場所等、活動内容を把握</u>すること。<u>把握した内容は、救助・</u>捜索活動現場に確実に伝達すること。
- ○活動方針、体制は、状況変化に応じて柔軟に見直すこと。

5「関係機関連携要領」の構成

「関係機関連携要領」は主に次の A~C で構成されている。

A:「活動調整会議」におけるTo Doリスト

活動調整会議において必要な項目を「To Doリスト」として一覧表にまとめたもの。別紙に実動部隊の責任者、安全管理方針の策定、関係機関の窓口などを確認する様式を整え、加えて「To Doリスト」の項目の解説や例等で構成されている。

<活用場面>

実際の災害対応の活動調整会議や現場、訓練で関係機関と連携調整するにあたって活用することを想定している。(To Doリストの「解説」は平時から学ぶことによりTo Doリストの活用方法を理解するためのもの)

B:関係機関資料

消防と同様に救助・捜索活動の担い手である警察、海上保安庁、自衛隊のほか、救助・捜索活動等を補完する機関である法務省に関する組織、体制、保有機材などを紹介する資料、さらに救助・捜索活動の支援となる活動を行う内閣府(防災担当)のISUT、国土交通省のTEC-FORCE等の活動紹介資料で構成されている。

<活用場面>

平時から各関係機関の救助・捜索能力、組織等を把握するために活用することを想定している。

C:奏功事例

救助・捜索活動現場において関係機関が連携した好事例や、関係機関同士の平素から の顔の見える関係作りの好事例を収集し、とりまとめている。

<活用場面>

各消防本部が実際に経験した事例や平素から行っている取組みを学ぶことを通じて、 関係機関連携の意義や効果を確認するとともに、訓練等の企画に活用することを想定し ている。

※ 自衛隊は、天災地変その他の災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があると都道府県知事等が認め、災害派遣要請がなされた場合において、事態やむを得ないと認めた際、部隊等を救援のために派遣する(自衛隊法第83条①②)。救援に際して自衛隊は、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等は、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとしている。このため、本連携要領で記載する自衛隊との調整事項や自衛隊の役割等は、あくまで一例であり、活動の要否を含め、当時の状況によることに留意する。

A 「活動調整会議」における To Do リスト

災害対策本部長(市町村長)を補佐し、災害対策本部の一員として<u>救助・捜索活動を指揮する消防長及びその指揮を支援する職員(緊急消</u> 防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾンを含む。)は、以下に留意し情報収集及び活動調整を行う。

〇大規模自然災害救助・捜索活動時の関係機関連携時の基本姿勢

- 〇関係機関集結前に、<u>できるだけの災害被害情報を収集・集約・整理</u>しておくこと。
- 〇活動調整会議には、必要な関係機関に参加してもらうとともに、積極的に情報収集・共有すること。
- ○地図、ホワイトボード等を活用して可能な限り情報を見える化をすること。
- 〇専門用語を避け、関係機関が分かる<u>平易な言葉を使用</u>すること。<u>地名や施設名の固有名詞の読み方を早期に共有</u>すること。
- 〇関係機関が次に行う活動内容、実施主体、日時、場所等、活動内容を把握すること。把握した内容は現場まで確実に伝達すること。
- ○活動方針、体制は、状況変化に応じて柔軟に見直すこと。

1 救助・捜索活動の調整に必要な情報収集

7人	秋明『技术和判V師正に必要な情報状术					
	To Do リスト	リソース等	解説			
	全体状況の把握(被災エリアの特定)	119番通報の件数・内容、出動部隊や消防団からの情報、監視カメラのライブ映像、災害被害情報解析・集約サイト等	P11			
	出動部隊の把握	自衛隊情報(派遣の有無、派遣場所・拠点等)、警察情報(出動場所、活動状況等)	P11			
	要救助者状況の把握	119番通報の内容、住民の目撃情報、出動部隊からの情報、消防団員からの情報、被災エリアの居住者情報、住民基本台帳を基にした安否不明者名簿(絞り込み・特定)、孤立集落情報、携帯電話の位置情報等	P11			
	現場へのアクセスが可能なルートの把握	ドローン、出動部隊からの情報、警察からの情報、道路管理者(国土交通省、都道府県及び市町村土木部局)からの情報	P12			
	二次災害リスクの把握	消防研究センター、国土交通省 TEC-FORCE、専門的知見を有する者からの助言、各機関が把握したリスク情報	P12			
	上記5項目を集約し「見える化」する(共通地図の作成)	国土地理院地図、内閣府防災 ISUT、地図作成ドローンの活用	P12			

2 活動調整会議等の準備(会議設定、情報整理)

 A PARAMETER NAME OF THE APPROXICATION PROPERTY.					
To Do リスト	リソース等	解説			
活動調整会議の設定、開催の周知	_	P14			
消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者 の把握	「各実動部隊等の責任者(意思決定者)等リエゾンの確認・共有」 (別紙1)の活用	P15			
重要情報の整理等 (①救助の可能性が高いエリア②要救助者の発見場所③フェーズに応じた重点検索箇所④活動危険等)	ドローン、自消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊及 び都道府県大隊、消防庁リエゾン、警察、自衛隊等の実動部隊から の情報	P16			
部隊情報の整理等	各部隊の人員規模、車両・保有資機材の種類・数量	P16			

3 救助・捜索活動の方針決定・共有/救助・捜索活動に必要な環境の整備

To Do リスト	リソース等	解説
活動エリアの分担・活動時間の決定・共有	共通地図、ホワイトボード等の活用	P16
救助・捜索活動方法の決定・共有	活動の進捗状況、各部隊の保有資機材等(規模、資機材等の確認)	P17
安全管理方針の決定・共有(活動中止基準等)	「安全管理方針の策定(活動中止基準等)」(別紙2)の活用 気象庁(地方管区気象台)、土木部局からの技術的助言、消防研究セ ンター、国土交通省 TEC-FORCE	P18
救助・捜索活動に必要な環境の整備	アクセスルートの選定と確保:道路管理者等 必要な救助・捜索用資機材の支援:各実動部隊、防災部局等 後方支援・安全管理の支援:各実動部隊、防災部局・土木部局等	P18
最新の方針等を反映した共通地図の更新	自消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエ ゾン、内閣府防災 ISUT の活用	P19
救助・捜索活動成果を踏まえた、必要な活動方針の見直し	各部隊の活動結果報告、救助・捜索活動結果を反映した共通地図	P19

4 救助・捜索活動を実施する上での現場における調整事項(現地合同調整所等)

To Do リスト	リソース等	解説
現地合同調整所の設定(必要に応じ)・開催の周知	_	P20
消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者 の把握	「都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認」 (別紙3)の活用	P20
各部隊の活動内容の確認、関係機関が有する救助・捜索活動に必要な重要情報の共有・調整事項の確認	関係機関が有する救助活動に必要な重要情報(要救助者、二次災害の情報、ドローン等で得られた情報、関係機関が使用する車両・資機材等)	P20
安全管理方針の具体的な徹底 (①活動中止基準の周知徹底②退避合図の統一及び周知方 法等)	消防研究センター・国土交通省 TEC-FORCE との連携 緊急時の避難場所の確保、安全監視員の配置	P20
救助・捜索活動区域の明示方法	警察、自衛隊等と連携し、地図等での共有 特に防犯の観点で、警察との連携を重視	P20
要救助者発見時の対応方法の確認	DMAT·警察官要請	P20
災害現場での解決・対応困難なボトルネック (大量の土砂の排出場所・排出ルート等)発生時の対応	土木部局・道路管理者(国土交通省、都道府県及び市町村土木部 局)等との調整 緊急消防援助隊(指揮支援隊等)、消防庁リエゾンとの連携	P20
活動方針・活動体制の見直し(必要に応じ)		P21

(※To Doリストの順番・項目は、災害状況に応じて積極的に見直すこと。)

各実動部隊等の責任者(意思決定者)等・リエゾンの確認・共有

0	実動部隊	隊の指揮者の役職・階級、E	氏名、j	車絡先等	等の把握	(月	日現在)
		実動部隊	役職	階級	氏名		連絡	·先
	緊急	統括指揮支援隊長						
	緊急消防援助隊	指揮支援隊長						
	隊	統括都道府県大隊長						
	者	³ 道府県内消防応援隊						
,		警察機関 (警察災害派遣隊)						
•		海上保安庁 (管区海上保安本部)						
		自衛隊 (災害派遣部隊)						
		法務省 (特別機動警備隊)						
•		内閣府防災 (ISUT)						
•		国土交通省 (TEC-FORCE)						
	(その他)						
0;	被災市町	T村災害対策本部に派遣され	れている	る各実動	動部隊リエゾン等の	把握(月	日現在)
		リエゾン	役職	・階級	氏名		連絡	先
		消防庁						
		 消防研究センター						
•		警察庁						
		海上保安庁						
		自衛隊						
		法務省						
	ı	内閣府防災 (ISUT)						
•		国土交通省 (TEC-FORCE)						

その他

安全管理方針の策定(活動中止基準等)

【<u>活動中止基準策定にあたっての技術的助言の要請・調整事項等</u>】 消防研究センターとの調整

- 口安全管理対策について技術的助言を要請
- □無人航空機(ドローン)を活用した情報収集

内閣府(ISUT)との調整

- □電子地図(災害被害情報等)の提供依頼 メールアドレス(isut@net.bousai.go.jp) 又は内閣府防災連絡先(03-3503-2231)
- □ I S U Tポータルサイトhttps://isut.sip4d.jpへのログイン
- ※「ログイン ID」「パスワード」は各市町村に送付されているため、防災部局等に確認する。

国土交通省(TEC-FORCE)との調整

- 口安全確保のための助言
- 口被害状況の共有
- □照明車、排水ポンプ車等の災害対策用機械の配置等
- 口被災地へのアクセスルートの状況
- ※TEC-FORCE、災害対策機械は、被災市町村、都道府県災害対策本部等からの要請により派遣

気象庁(管区気象台)との調整

□気象に関する支援情報の提供

都道府県等土木事務所(施設管理者)との連携

- □安全管理対策について技術的助言を要請
- □救助活動の支障となる車両その他の物件の移動及び除去
- □維持管理する河川、海岸、道路、砂防施設等に関する緊急点検、災害復旧

現場における建設業者等との連携(重機、土砂吸引ポンプ車等の活用)

□進入路・退出路の確保、土砂、流木等の障害物の除去、土砂の安定化

市町村部局、設備業者との連携(ガス、電気、上下水道等)

口ガス漏れ、漏電、電線の損傷、漏水等

【活動中止基準の策定】

- 口提供された技術的助言や情報に基づき、二次災害防止のための活動中止基準・一時退避 基準の策定
- □策定時は、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部と調整・共有
- □各実動機関へ活動中止基準・一時退避基準の周知
- □関係機関が有する救助活動に必要な重要情報(要救助者、二次災害の情報等)の共有

都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認

○実動部隊の所属、役職、階級、氏名、連絡先等の把握

(月日現在)

	1		T	
	実動部隊	役職・階級	氏名	連絡先
	都道府県内消防応援隊指揮隊長			
消防	都道府県大隊長①			
機	都道府県大隊長②			
	都道府県大隊長③			
	警察機関 (警察災害派遣隊)			_
	海上保安庁 (管区海上保安本部)			
	自衛隊 (災害派遣部隊)			
	法務省 (特別機動警備隊)			
関係	国土交通省 (TEC-FORCE)			
機 関	消防団			

To Doリストの解説

(1) 救助・捜索活動の調整に必要な情報収集

□ 全体状況の把握(被災エリアの特定)

【趣旨】

○<u>どこで、どのような被害が、どれだけ発生しているのか等、災害の全体状況</u> の把握は、部隊の展開、配備を行う上で必要不可欠である。

【対応のポイント】

- 〇119番通報件数(通常と比較して著しい入電数等)及びその内容、出動部隊や消防団からの情報、監視カメラのライブ映像、災害被害情報解析・集約サイト(例:cmap (https://cmap.dev/)等)などを活用することも考慮する。
- 〇<u>被災エリアの特定のためには、入ってきた情報を管内地図等に記載</u>するなど <u>『見える化』</u>しながら被災規模感の把握に努める。

□ 出動部隊の把握

【趣旨】

〇消防部隊(都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊)以外の自衛隊や警察部隊の進出状況について把握することは、救助・捜索活動時の連携体制を構築する上で必要不可欠である。

【対応のポイント】

- 〇自衛隊の派遣は、都道府県知事の要請に基づくものであることから、被災消防本部がその事実をタイムリーに把握することは困難な場合がある。そのため、自衛隊派遣の有無について、災害対策本部を通じて派遣状況の積極的な把握に努める。
- 〇自衛隊派遣の事実を把握した際は、その進出場所を把握し、現場での連携に 努めるとともに、災害対策本部との連絡調整体制を確保する。
- ○<u>警察情報については、管轄区域内の最寄りの警察署に設置される「警察署災</u> <u>害警備本部」に対して、警察部隊の進出状況について確認し、現場での連携</u> <u>に努めるとともに、災害対策本部との連絡調整体制を確保</u>する。
- 〇日頃から最寄りの警察署、自衛隊駐屯地等と訓練等を通して「顔の見える関係」を築いておき、災害時の円滑な情報連絡体制を整備しておく。

□ 要救助者状況の把握

【趣旨】

〇災害の全体状況の把握と合わせて、要救助者状況(例:数、位置)の把握を 進め、適切な部隊配置等により、効果的な救助・捜索活動につなげる。

- ○119番通報の内容、住民の目撃情報、出動部隊や消防団員からの要救助者 情報を集約する。
- 〇<u>要救助者状況の把握は、</u>災害が大規模であるほど困難となるため、<u>災害対策</u>本部に対して、被災エリアの居住者情報、住民基本台帳を基にした安否不明者名簿の公表及び行方不明者の絞り込み・特定、孤立集落情報、携帯電話の

□ 現場へのアクセスが可能なルートの把握

【趣旨】

〇災害発生直後から数日は、全体像の把握が進まず、道路等被害(土砂やがれきの堆積等による道路寸断、陥没や液状化、橋梁の損害等)により現場までのアクセスルートの確保が困難な場合があるため、現場のアクセスルートの情報を集約し、他機関の協力を得て、救助・捜索活動を実施する実動部隊の進入経路を確保する。

【対応のポイント】

- 〇<u>ドローンによる上空調査、出動部隊や警察からの情報のほか、道路管理者</u> (国土交通省地方整備局、都道府県及び市町村土木部局)、TEC-FOR CEや専門的知識を有する者等の情報から、アクセス可能なルートを選定する。
- 〇<u>アクセスルートの確保については、道路管理者(国土交通省地方整備局、都</u> <u>道府県や市町村土木部局)による道路啓開</u>のほか、状況によっては自衛隊の 大型重機による応急的な対応などの協力を求める。
- 〇救助・捜索活動の環境整備には実動部隊以外の機関の対応が必要となるため、市町村災害対策本部と密接に連絡調整を図れるよう、現地合同調整所、活動調整会議、市町村災害対策本部間相互の円滑な情報連絡体制を整える。

【例】

- ○熱海市土石流災害では、寸断された道路から建設企業や自衛隊の大型重機が 入り、救助活動現場までのアクセスルートを開設した。
- ○水分を含んだ大量の土砂による不安定な状況下での足場を確保するために、 熱海市消防本部が調達したコンパネが活用された。また、緊急消防援助隊が 保有している重機搬送車に積載されている根切りチェーンソーやベルトコン ベアが活用されたほか、各部隊で調達した胴長やゴム手袋等も活用された。

□ 二次災害リスクの把握

【趣旨】

〇被災エリアにおける二次災害リスクの把握を行い、安全管理に必要な体制の 整備を進める。

【対応のポイント】

- ○<u>消防研究センター、国土交通省TEC-FORCEのほか専門的知見を有する者(協定を締結している大学や研究機関等)による知見や保有する資機材により二次災害リスクを把握し、助言を求める。</u>
- 〇消防研究センターや国土交通省TEC-FORCEの支援が必要な場合は、 消防研究センターは消防庁に、国土交通省TEC-FORCEについては、 災害対策本部にそれぞれ派遣要請する。
- 〇ほかにも、各機関が把握したリスク情報 (ガスボンベの流出、電柱の倒壊等) を集約する。

□ 上記5項目を集約し「見える化」する(共通地図の作成)

【趣旨】

○普段の消防活動において地図等を活用した重要情報の共有が必須であるのと

- 同様に、大規模災害であっても地図を作成し、情報を「見える化」する。
- 〇関係機関が同じ状況認識の下で活動できるように、国土地理院地図や内閣府 防災 I S U T (アイサット)、地図作成機能を有したドローン等を活用し、 「全体状況」「出動部隊」「要救助者状況」「現場へのアクセスルート」 「二次災害リスク」を見える化する。
- 〇早い段階で共通地図を作成し、上記情報を地図上にプロットし、最新状況に 更新していく。
- 〇また、効率的に対応するため、市町村災害対策本部や他機関が作成した地図 を活用することも念頭に置く。

【例】

- ○足利市林野火災における地図の活用・情報共有
 - 関係機関集結後、各機関が相互に窓口等を確認し、自衛隊へり(統制機) により火点を特定するとともに、災対本部のグリッドマップにより、関係 機関と共有し、空中消火(自衛隊・消防)と地上消火(消防)のエリア分 けなどに役立てる等の連携体制を確立し、各機関と良好な関係を築いた。
 - 国土地理院サイトで作成できる UTM 座標入りの地図を活用し、災害状況を 把握し、自衛隊等の関係機関と災害状況を把握した。
 - グリッドマップにしたことで、各グリッドの災害経過を把握することができ、効果的な部隊配置、機動的な部隊活動を実施できた。
 - 指揮本部において、ホワイトボード等を活用し、全体の活動における重要項目(日ごとの活動開始・終了時間、延焼状況、危険箇所等)を見える化し、全部隊が一目で重要項目を把握できるようにした。

【共通地図作成のポイント】

- ○「共通地図」を可能な限り早期に作成すること。
- ○「どの地図を活用するか」「どのような情報を地図上で管理するか」「いつ 更新するか」などを決めていく事になるが、その手順についても関係機関間で認 識を合わせながら進めていく。
- ○「どの地図を活用するか」については、各機関においてドローン等を活用した把握や各種地図作成ソフトやシステムの導入が進んでおり、地図の作成は迅速化・多機能化・多様化している。その一方で、個々の機関が独自に活用している場面は見られるものの、地図情報が乱立し、必ずしも一元的かつ統一的に、効果的な活用がなされていない場合もある。
- 〇そのため、関係機関集結後は、「どの地図を活用するか」の判断は、災害様態や人的被害状況などに応じて活動調整会議で決めていくことが望ましい。例えば、被災地消防本部が保有している住宅地図、土砂災害警戒区域図等、各機関が作成している地図のほか、国土地理院サイトで作成する地図、内閣府 I S U T が保有する電子地図など、災害実態に合わせた地図を作成する。
- ○内閣府防災ISUTについて解説する。ISUTとは、Information Support Team (災害時情報集約支援チーム)の略称で、大規模災害時に被災情報等のあらゆる災害被害情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チームである。現地(主に被災都道府県の災害対策本部等)で、国・自治体・民間の関係機関から気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所、物資拠点の開設状況等の災害被害情報を収集し、災害対応者のニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた電子地図を作成し、Webサイト等で情報を提供する。
- 〇内閣府防災 I S U T が被災地等に派遣された場合は、その場で電子地図作成 依頼が可能である。しかし、すべての災害に派遣されるとは限らないため、派

遣されていない場合は、メールアドレス(isut@net.bousai.go.jp)又は内閣府防災(03-3503-2231)に連絡すれば、希望に添った地図の作成が依頼できる。また、電子地図はISUT専用WEBサイトで閲覧できる。

- ○すべての自治体にISUTポータルサイトhttps://isut.sip4d.jpの「ログ イン ID」と「パスワード」が配付されているため、事前に確認し、訓練する ことで使い方に慣れておく。
- (2) 活動調整会議等の準備(会議設定、情報整理)
- □ 活動調整会議の設定、開催の周知

【趣旨】

〇<u>活動調整会議は、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、DMATをはじめとする</u> 関係機関が集合し、1日の救助・捜索活動結果の報告、次回の救助活動方針、必 要な資機材、人員の充足等を報告し、他機関と活動の調整を実施する会議であ る。

- 〇活動調整会議の運営は主に、災害応急対策の責任者である災害対策本部長(市町村長)を補佐し、災害対策本部の一員として救助・捜索活動を指揮する被災地消防長等が進める。
- ○<u>予め設定した集合場所・集合時間を基準とし、できる限り意思決定できる指</u> 揮者等が参加する。
- 〇活動調整会議が開催される場所は、災害規模や地域によって異なる。過去の 災害においては、実動部隊が活動している被害が大きい現場近くの施設や市 町村災害対策本部が設置されている庁舎内の別室、被災地消防本部庁舎等が 主な場所となっている。
- ○<u>被災地消防本部等が中心となり、市町村災害対策本部や警察、海上保安庁、</u> 自衛隊、DMAT等と調整し、活動調整会議の開催場所や時間を設定し、周 知する。
- 〇救助・捜索活動方針の徹底、各部隊の役割、任務、情報共有、安全管理体制(活動中止基準の策定等)を整備する一方、現場活動で生じた課題やボトルネック等を調整・解決し、翌日の活動内容を決定・共有する。
- 〇現場活動で生じた課題やボトルネックのなかでも、関係機関部隊間の調整では解決できない事項については、被災地消防本部から災害対策本部に提示し、関係部局に協力支援を求める。
- 〇なお、被害が被災地消防本部管轄の複数市町村に及んでいる場合は、各市町村災害対策本部にリエゾン(意思決定可能な階級の者)を派遣し、消防本部と各市町村災害対策本部間の連絡体制を確保し、随時救助・捜索活動に必要な調整を進めていくこと。リエゾンは、活動調整会議において必要とされた協力支援要請について、市町村災害対策本部と調整を行い、協力支援の実現に努める。
- 〇救助・捜索活動の進展や応援部隊の増加や入れ替え、部隊の意思決定者の変 更など、状況の変化があっても、本会議の運営に不具合や欠落が生じないよ う、変化した状況は逐一確実に共有することを徹底する。
- 〇活動調整会議は多様な関係機関が集まって、情報を共有する場であることから、<u>専門用語の使用は避け、できる限り平易な言葉で相手に伝えることに留</u>

意し、積極的にコミュニケーションを図るとともに、<u>他機関の専門用語や理解できない表現などがあれば、必ずその場で確認する</u>などして相互理解に努める。(「わかったつもり」や「あいまいな理解」のまま活動することを避ける。) 【例】

- ○熱海市土石流災害やこれまでの大規模自然災害においては、実動機関が中心となり、活動調整会議が実施された。その会議では、各機関の活動状況、救助・捜索活動に支障ある環境の整備等が話し合われ、重要情報の確認、翌日の救助・捜索活動についての方針(開始時間、人員規模、各部隊の活動場所等)、活動中止基準とその運用方法等、土木の専門資機材の名称の統一等、情報共有がなされた。
- 〇令和2年7月豪雨では、福岡市統括指揮支援隊が熊本県災害対策本部内において設置された実動機関との調整会議において、各機関と積極的に情報コミュニケーションを図り、各機関の代表者と情報共有及び活動調整を実施した。また、特に甚大な被害があった熊本県内の人吉市、球磨村、錦町等でそれぞれ設置された災害対策本部内の活動調整会議において、人吉下球磨消防組合消防本部から派遣された消防リエゾン、緊急消防援助隊、警察、自衛隊、市町村防災部局等と活動調整が行われ、調整された内容について県庁内に派遣された福岡市統括指揮支援隊と積極的に情報共有が行われた。
- 〇令和元年東日本台風では、当初、仙南地域広域行政事務組合消防本部に進出していた新潟市消防局指揮支援隊は、関係機関の活動状況を早期に情報収集することで、警察・自衛隊等の関係機関が集結している舘矢間まちづくりセンターに移動し、緊急消防援助隊・県内広域応援・警察・海保・自衛隊・役場職員等が参加する活動調整会議等による情報共有が可能となり、円滑に指揮支援活動を実施できた。
- 〇平成30年7月豪雨では、広島県広島市安芸区とその受託町を管轄する広島市 消防局安芸消防署管内において、発災初期から多数の災害現場が点在してお り、時間経過とともに明らかになる行方不明者などの被害状況に応じて、消 防、警察、自衛隊の実動部隊を相当な規模で導入する必要があった。そのた め、安芸消防署内に現地合同調整所を設置し、警察、自衛隊等の関係機関と 連携し、活動計画の検討・調整、活動結果の共有、各現場における各機関の 人員や資機材を的確に投入した。

□ 消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者の把握

【趣旨】

- ○<u>実動部隊の関係機関間での円滑なコミュニケーション、顔の見える関係で、活動調整会議を実施するために、連絡窓口の確認が必要である。</u>そのためには、初動において、派遣されたすべての応援部隊の窓口を確認・把握することが必要不可欠である。
- 〇さらに重要なことは、<u>関係機関の各部隊の意思決定者を把握する</u>ことである。 被災地消防本部の意思決定者と関係機関の各部隊の意思決定者と速やかな協 議・調整により、迅速かつ継続的な救助・捜索活動の実施が可能となる。

- ○大規模かつ長期間に及ぶ自然災害においては、関係機関の窓口・意思決定者の 交替が想定されることから、定期的に関係機関の窓口・意思決定者を確認し、 共有する。(活動調整会議の冒頭で必ず意思決定者の確認を行うなど、ルーティ ン化すると良い。)
- ○関係機関の窓口・意思決定者の確認・共有を効率的に行うにあたって、別紙

1「各実動部隊等の責任者(意思決定者)等・リエゾンの確認・共有」を活用する。

□ 重要情報の整理等

【趣旨】

- 〇迅速かつ効率的な救助・捜索活動を実施するためには、関係機関がそれぞれ の人員規模、機材、能力を踏まえるとともにそれらを共有し、効果的に部隊 を配置する必要がある。
- 〇そのためには、ドローン、被災地消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊及び都道府県大隊、消防庁リエゾン、警察、自衛隊等の情報から、①救助の可能性が高いエリア、②要救助者の発見場所、③フェーズに応じた重点検索箇所、④活動危険等の情報を「重要情報」として整理し、実動部隊間で確実に共有する。
- 〇実動部隊は、これらの重要情報を元に救助・捜索活動を展開するとともに、 活動結果について確実に活動調整会議において報告し、さらなる重要情報を 整理・共有・更新していく。

【対応のポイント】

- ○活動調整会議において扱う「重要情報」を明確にしておく。
- ○行方不明者情報等を把握するためには、市町村災害対策本部との連携が必要であり、市町村災害対策本部とこまめに連絡を取り合いながら行方不明者情報の収集、共有に努める。
- 〇関係機関の窓口・意思決定者の交替が想定されることから、重要情報を整理・共有・更新することについて確実に申し送りを行い、重要情報の漏れが 生じないよう留意する。

□ 部隊情報の整理等

【趣旨】

〇活動方針を決定する準備作業として、部隊情報等について整理し、必要な情報等の情報共有を行い、関係機関間で共通認識を形成する。

【対応のポイント】

- ○活動方針としては、主に①活動エリアの指定(各機関が救助・捜索活動を行う範囲)、②役割分担(各機関の人員や資機材等に応じた役割)、③安全管理があり、これらを決定するには「重要情報」の明確化や共通地図を用意するとともに、以下のような事項をあらかじめ把握し、共有する。
 - 各実動部隊の人員規模
 - 車両や保有資機材の種類、数量(救助・捜索活動/安全管理)
 - 二次災害リスクに関する安全管理の専門家の有無や連絡相談先
- (3) 救助・捜索活動の方針決定・共有/救助・捜索活動に必要な環境 の整備
- □ 活動エリアの分担・活動時間の決定・共有

【趣旨】

〇<u>被災地の状況(被災エリアの範囲、救助・捜索活動箇所の状況)と各実動部</u> 隊の人員規模・能力等を勘案しながら、活動エリアの分担や活動時間を決定 する。

- 〇活動エリアは、前日までの活動を踏まえて、効率的な救助・捜索活動(二重検索の回避等)のために、関係機関が保有する重要情報や救助活動エリアにおける内容・手順等を共有する。
- 〇活動エリアの状況と各実働部隊の得意分野に応じて、効果的に部隊を配置すること。例えば、過去の災害では以下のような例がある。
 - 家屋内の救助・捜索活動は消防機関が長けている。
 - 多くの土砂に覆われているエリアでは、悪路での土砂運搬が可能な車両を 保有する自衛隊が長けている。
- 〇各実動機関の活動エリアを相互に把握するため、どの部隊がどこを救助・捜索するかを共通地図等に落とし込む。
- 〇活動時間は、災害発生からの経過時間、要救助者の規模、活動部隊の人員規模 及び体調管理、気象状況、二次災害リスク等を勘案して決定する。

【例】

- 〇平成30年北海道胆振東部地震においては、地震による土砂災害現場において、 自衛隊が保有する重機を活用し、大量の土砂等の堆積物を排出し、消防、警察 により丁寧にスコップなど検索活動を実施するなどし、効率的に救助活動を実 施した。
- 〇熱海市土石流災害における初期の活動エリアの分担は、消防と自衛隊は逢初川中流の住宅区域に入りスコップやベルトコンベアによる救助・捜索活動を実施した。警察は国道付近の孤立住宅からの避難誘導等、海上保安庁は熱海港の海中捜索を実施するなど、それぞれの役割や資機材に応じた活動エリアの分担による救助・捜索活動が展開された。

□救助・捜索活動方法の決定・共有

【趣旨】

○各部隊のリソースを適正活用するために、救助・捜索活動の推移(救助の可能性)に応じた具体的な救助・捜索活動方法を決定する。

【対応のポイント】

- 〇人命救助を最優先とし、その具体的な活動方針を共有する。例えば、119 番通報内容や目撃者情報に基づいて重点検索箇所を決定して重点的に捜索を行うこと、捜索に当たって使用する機材(例:ゾンデ棒、熱画像検査装置、ドローン)を示す。
- 〇要救助者数や救助・捜索活動状況、災害発生日からの経過等により救助・捜索活動方針は変化していくことを念頭に置き、関係機関各部隊の任務、人員、 能力、保有資機材を最適活用する。
- 〇平時より、関係機関との連携訓練や会議等において、関係機関の保有する資機 材や能力を確認しておく。
- 〇平時より、大規模災害時の火災発生時にも備え、使用可能水利の確認や消火栓 配管図(耐震性の有無、断水の可能性の有無)や配水所(停電時の配水ポンプ 稼働時間・能力の把握も含む)について、確認しておく。
- 〇救助活動実施時に、他の地域で火災が発生する場合もあることから、火災発生 時の対応にも留意する。

【例】

○熱海市土石流災害においては、救助・捜索活動方針を確立するために、行方不明 者情報や 119 番情報を整理し、重点検索場所等を把握、明示し、関係機関の活動 場所の振り分けを調整し、救助・捜索活動を実施した。

□ 安全管理方針の決定・共有(活動中止基準等)

【趣旨】

- 〇安全管理方針として活動中止基準を策定することは非常に重要である。「消防 広第215号令和2年8月12日付け緊急消防援助隊の二次災害防止のため の活動中止の判断基準等について」を参考に、気象庁(地方管区気象台)や 土木部局や専門家(協定を締結している大学、消防研究センター等)からの技 術的助言や退避合図の統一、一時避難場所の指定等により災害様態に応じた活 動中止基準、活動再開基準等を策定する。
- 〇活動中止基準は災害対策本部とも連携調整して策定し、できるだけ早期の活動 調整会議において策定及び統一、周知徹底する。

【対応のポイント】

- 〇別紙2「安全管理方針の策定(活動中止基準等)」を活用する。
- ○土砂災害や建築物の倒壊などは、消防機関ではリスクの把握が難しい分野であることから、積極的に専門家・専門機関の支援を求めること。
- 〇天候の変化、時間経過等による環境変化(土砂の性質等)に応じて、活動中止 基準を見直す。
- 〇救助・捜索活動の支障となり二次災害の危険性がある、土砂やがれき、障害物や 汚物などの処理は消防機関の保有資機材では限界があるため、市町村災害対策 本部の土木部局(排水ポンプ車、重機、照明車等)や環境部局との調整により、 救助・捜索活動の支援体制を整える。この際、必要に応じ、自衛隊(保有する 重機等)と調整することも検討する。

【例】

○熱海市土石流災害において、活動する消防等が TECーFORCE や消防研究センターの助言により、活動中止基準、活動再開基準等を策定した。また、静岡県からの要請でTECーFORCEが設置したカメラによる監視を行うとともに、現場で活動する隊員への周知方法等も検討され、笛、無線等で隊員に周知する方法がとられた。(熱海市土石流災害では、活動中止の合図との混同を避けるため、車両誘導の際の笛の使用禁止が徹底された。)

□ 救助・捜索活動に必要な環境の整備

【趣旨】

〇救助・捜索活動に必要な環境整備(アクセスルートの確保、不足資機材の調 達等)について、実動部隊と災害対策本部との間で調整・解決することで、 救助・捜索活動の効率化を図る。

- 〇活動に必要な環境整備には、土木部局、建設企業など実動機関以外の主体と の連携が必要となることから、どのような課題に対してどの機関が対応でき るのかをあらかじめ知っておくことが必要。
- ○課題と対応機関の例
 - アクセスルートの選定と確保:道路管理者(国土交通省、都道府県及び市町村土木部局)等
 - 救助・捜索活動に必要な資機材や衛生用品の調達等:防災部局
 - 後方支援、安全管理支援:防災部局及び土木部局
 - 土砂やがれき除去と搬送集積:土木部局(建設業者との協定活用)及び環境部局
- 〇被害が被災地消防本部管轄下の複数市町村に及んでいる場合は、各被災市町

村災害対策本部にリエゾン(他機関との調整を図ることができる人材や可能な限り意思決定可能な階級の者など。)を派遣し、消防本部と各市町村災害対策本部間の連絡体制を確保し、随時救助・捜索活動に必要な環境の整備を進めていくこと。リエゾンは、現地合同調整所や活動調整会議においては解決が困難な事項について、災害対策本部に対して必要な調整を行い、協力支援の実現に努める。

- 〇活動に必要な環境整備には平素より市町村関係部局、国土交通省地方整備局等との連絡先、非常時の活動について相互に確認しておくとともに、地域防災計画等における関係機関との協定を確認しておく。
- 〇地域の建設業協会等と平素から顔の見える関係づくりや連携訓練に努め、市 町村関係部局経由での災害時の連絡ルートの確保に努める。

□ 最新の方針等を反映した共通地図の更新

【趣旨】

〇被災地消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊及び都道府県大 隊、消防庁リエゾン、内閣府防災 I S U T などを活用しながら、最新の救助 活動エリアの分担、活動時間、救助活動方法、安全管理方針、前日までの救助・捜索活動状況、重要情報などを反映した共通地図を毎日更新する。これ を活動調整会議において共有し、新たな活動方針に向けた共通認識を形成す ることで、効果的に救助・捜索活動が行うことが可能となる。

【対応のポイント】

- 〇活動調整会議において、各部隊から報告される救助・捜索活動結果を共有するとともに、それらの情報を共通地図に反映させながら、最新の状況を「見える化」して、更新する。
- ○更新した共通地図は速やかに各機関と共有する。

□ 救助・捜索活動成果を踏まえた、必要な活動方針の見直し

【趣旨】

○部隊の救助・捜索活動の結果や関係機関による支援の成果は、<u>活動調整会議を通じて、「情報共有→調整→救助・捜索活動方針の決定→活動実施」というサイクルを回し、必要に応じた活動方針の見直しをすることで、さらなる共通認識と</u>統一的な方針のもとで連携し、より良い活動に臨むことができる。

【対応のポイント】

- 〇活動調整会議等において、各機関から現在の活動状況や体制、今後の活動予 定等の報告を確実に行ってもらう。
- 〇最新の状況を「見える化」した共通地図や現場において改善した状況又は課題やボトルネックを明確にしたうえで、必要に応じて活動方針の見直しを図っていく。

【例】

- 〇御嶽山噴火災害においては、消防機関も参画した災害対策本部において、噴火翌日から数日は要救助者情報をもとに、山小屋と登山道を中心とした「点と線」による救助・捜索活動を実施した(第1期)。その後、関係機関が一丸となり、山頂部一帯をくまなく確認する「面」的な活動に移行した(第2期)。さらに、知事の決断により山域全体の統括的な救助・捜索活動に移行し、救助隊員をさらに増員し、最大規模の体制で「総力」を挙げて救助・捜索活動を実施した(第3期)。
- ○熱海市土石流災害においては、消防と自衛隊は逢初川中流から下流にかけての

進入可能なルートから住宅区域に入り、警察は国道付近、海上保安庁は熱海港、といったエリアを分担し、「人力を主力」とした活動方針により、それぞれが活動を実施したが、大量の土砂により上部の住宅区域への部隊投入は困難であった。その後、道路啓開と土砂の排出が進んだことにより重機の進入が可能となるに伴い、活動方針を「人から重機」に移行し、逢初川中流の住宅区域への部隊の増強及び上流の住宅区域への部隊の投入が可能となり、効率的かつ効果的な救助・捜索活動が可能となった。

- (4) 救助・捜索活動を実施する上での現場における調整事項(現地合同調整所等)
- □ 現地合同調整所の設定(必要に応じ)・開催の周知

【趣旨】

〇日々の活動調整会議で共有した活動方針に沿って活動していくなかで生じる、 新たな課題や調整事項について、救助・捜索活動の現場レベルで対応、解決す る場として必要に応じて設置する。

【対応のポイント】

- ○特に、以下に掲げる事項について調整・情報共有等を行う。
- ・要救助者の発見、救出救助、搬送など重要情報の共有と指揮本部への連絡、活動中 止基準の徹底、緊急退避時の合図の確認と退路確保
- ・各部隊の活動拠点、ローテーション、休憩場所、トイレ、除染や洗浄(デコンタ ミネーション)のための場所や洗浄水の確保
- ・活動調整会議の場で共有・調整すべき事項の把握、整理
- 〇災害現場において不足している資機材の調達等、部隊のみでは対応が困難な場合 は、市町村災害対策本部に対して他機関と共有・調整し依頼する。

【例】

〇過去のいくつかの災害においては、現地合同調整所が開設され、必要資機材、重 機の把握及び消防本部、市町村災害対策本部等への資機材調整依頼等が行われた。

消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者の把握
各部隊の活動内容の確認、関係機関が有する救助・捜索活動に必要な重要情
報の共有・調整事項の確認
安全管理方針の具体的な徹底(①活動中止基準の周知徹底②退避合図等の統
一及び周知方法等)
救助・捜索活動区域の明示方法
要救助者発見時の対応方法の確認
災害現場での解決・対応困難なボトルネック(大量の土砂の排出場所・排出
ルート等)発生時の対応

【趣旨】

- 〇都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、各機関の実動部隊の関係機関間での円滑かつ迅速なコミュニケーションと顔の見える関係の構築のために現地合同調整所に集合する実動部隊の窓口を確認・把握する。
- 〇安全管理方針(活動中止基準の周知徹底や退避合図の統一及び周知方法等)の 共有や効率的な救助・捜索活動(二重検索の回避等)のために、関係機関が保 有する重要情報や救助活動エリアにおける内容・手順等を共有する。
- 〇また、不足資機材の把握、調達、搬送など救助・捜索活動に必要な環境を整え

る流れについても、具体的に調整する。

【対応のポイント】

- 〇別紙3「都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認」を活 用する。
- 〇関係機関が保有する重要情報、危険要因や状況を把握し、二重検索等がないように効果的な救助・捜索活動を実施するとともに、活動障害を把握し、ボトルネックの解消に努める。
- 〇さらに現場では、解決困難な事象(他機関の所管業務(交通整理、所有物不明の物品等の届出、廃棄物の処理等))や不足している資機材、車両等について、現地合同調整所から活動調整会議又は指揮支援本部、さらには市町村災害対策本部まで確実に伝えるため、迅速な通信連絡が可能な体制を整える。

【例】

- 〇過去の大規模自然災害においては、必要に応じ現地合同調整所が開設され、関係機関で、窓口等を確認し、関係機関の救助・捜索活動場所、人員等を綿密に確認し、活動場所を調整した上で救助活動を実施するなどした。また安全管理の徹底を図り、活動中止基準の周知方法等を関係機関と情報共有し、現場における安全管理体制を確立した。
- ○熱海市土石流災害では、ぬかるんだ土砂に足を取られ、活動が困難であったため、熱海市災害対策本部に不足資機材の手配を依頼し、コンパネが支給された。

□ 活動方針・活動体制の見直し(必要に応じ)

【趣旨】

- 〇救助・捜索活動の推移(救助の可能性)や災害発生からの経過期間など、救助活動状況の変化に応じて活動方針を見直し、現地合同調整所の場所の変更、体制の規模の拡大又は縮小を判断していく。
- ○気候状況や消防機関のリソースを適正に活用しながら活動体制を見直していく。
- 〇派遣部隊の本来任務や派遣元の部隊力等を総合的に判断しながら、柔軟に見直していくことが重要である。

災害時における各機関の主な活動内容まとめ

	実動部隊	主な活動内容
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動
	消防研究センター	・救助活動時における安全対策に係る技術的支援
警察庁	警察災害派遣隊	・行方不明者の捜索及び救出救助活動・検視、死体見分及び身元確認の支援・被災者支援、被災地の交通整理・防犯
海上保安庁	管区海上保安本部	・海上における捜索及び救出救助活動
自衛隊	災害派遣部隊	災害派遣時に実施する主な活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況により異なるが、必要に応じ、以下のような活動を実施する。 ・行方不明者の捜索及び救助 ・人員や物資の輸送、給水等の後方支援

実動部隊を補完する機関		主な活動内容
法務省	特別機動警備隊	・矯正施設等災害事態対処、収容の確保(設置地域が対象) ・救助・捜索活動等 ・避難所運営・被災者支援等

実動部	『隊を支援する機関	主な活動内容
		被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復 旧その他災害応急対策等の技術的支援
内閣府	ISUT	・収集した災害被害情報(映像を含む)をニーズに応じて電子地図化し、専用Webサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供・避難所、医療施設やインフラ施設(道路、電気、水道、通信)等の状況を重ね合わせた地図も作成可能

その他連携を視野にいれておく機関		主な活動内容
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	・急性期(概ね48時間以内)から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地外への広域医療搬送
環境省	災害廃棄物処理支援 ネットワーク (D. Waste-Net)	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地 支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理 に関する現地支援

内閣府防災作成「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を参照し、消防庁が作成 災害時における市町村部局内土木建設部局、環境部局の活動も把握しておく Ж 1

^{※2}

救助・捜索活動の環境整備に関する調整(要請)先(例)

救助・捜索活動の環境整備に係る想定(例)	調整(要請)先(例)
・携帯電話等を活用した要救助者の位置情報把握の ための、通信事業者への照会	被災地消防本部指令部局
・活動の障害となっている電柱、NTT通信ケーブル、ガスの漏洩等の移動、除去等 ・活動地域における携帯電話の電波状況の改善	被災市町村災害対策本部
・活動の障害となっている土砂、がれき、流木、個人の所有物(家屋、自動車等)の移動、除去等・被災市で事前に定めてある協定(民間の重機等、後方支援)の活用・緊急車両のルートを確保するための土砂等の撤去支援・災害現場から移動した土砂、がれき等の除去・被災地までのアクセスルートの確保	被災市町村災害対策本部 被災都道府県災害対策本部 国土交通省地方整備局災害対策本部※ 状況により自衛隊
・救助活動支援のための排水ポンプ車夜間の救助活動のための照明車の派遣	被災市町村災害対策本部 被災都道府県災害対策本部 国土交通省地方整備局災害対策本部※
・救助活動の安全確保のための助言(土砂災害その 他の所管領域)	国土交通省地方整備局災害対策本部※ 消防研究センター 都道府県・市町村土木部局

※TEC-FORCE、災害対策機械は、被災市町村・都道府県災害対策本部等からの要請により派遣。

平時より、救助活動の環境整備(活動の支障となる状況の解消)のイメージの定着やシミュレーションに努め、市町村の関係部局、実動部隊等と活動内容を確認、調整しておくことが望ましい。